

## 10 刑を終えて出所した人の人権問題

### (1) 現状と課題

刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人に対しては、本人に強い更生の意欲がある場合であっても、犯罪や非行履歴が広められるプライバシー侵害や、地域住民の根強い偏見や差別意識が存在するため、就職先や住居等の確保が困難であるなど、社会復帰に向けての基盤が確保しにくい実態があります。

このような現状から、刑を終えて出所した人等の社会復帰の壁となっている事案を解消させていくために、家庭、学校、職場、地域社会でのあらゆる場所・機会をとらえて、更生保護の啓発活動を積極的に推進し、理解を得ていく必要があります。

あわせて、刑を終えて出所した人たちの社会復帰と自立支援に必要な相談活動やサポート体制も求められています。また、犯罪の被疑者や受刑者の家族に対する不当な差別や偏見などの問題も、解決に向けて取り組む必要があります。

### (2) 施策の推進方針

刑を終えて出所した人たちや犯罪の被疑者、その家族に対する偏見や差別意識が解消され、家庭、学校、職場、地域社会が理解することが必要です。

このため、社会復帰にかかわる「保護司会」や「保護観察協会」、「更生保護女性会」、「BBS（用語の解説 参照）会」、さらには民間ボランティア等関係機関と協力し、この偏見・差別意識を解消するため、教育・啓発を推進するとともに、相談体制・就労支援や住居等の経済的支援体制の構築と推進に努めます。